

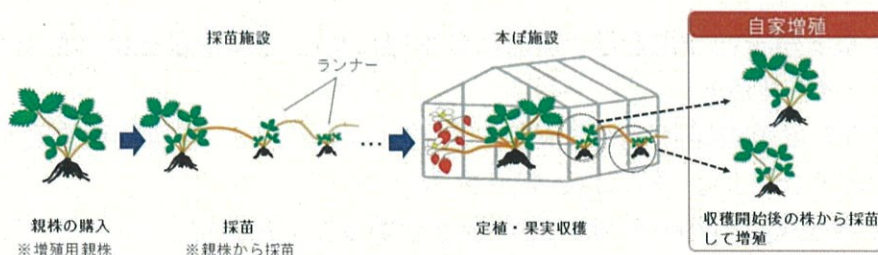
改正種苗法に伴う熊本県登録品種の自家増殖許諾方針

令和4年4月1日より、改正種苗法に伴い、登録品種の自家増殖に育成者権の効力が及ぶこととなります。熊本県登録品種の取扱いにつきましては、以下並びに一覧表をご確認ください。

1 品種別対応

〇イチゴ【熊研い548（ひのしずく）、熊本VS02E、熊本VS03（ゆうべに）】
収穫開始後の株から採苗し、増殖する行為が「自家増殖」にあたります。

イメージ図



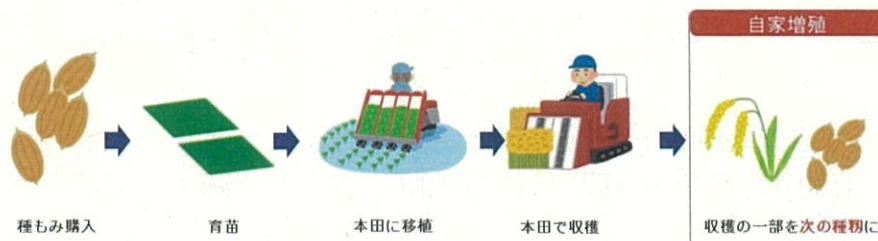
イチゴの自家増殖は罹病する可能性が高いことから、認めません。

※ただし、気象災害や病害虫の発生により、緊急的に収穫中の株から採苗する場合は、熊本県に対して別途申請が必要となります。（様式は、HP掲載）
また、許諾を受け自家増殖を行う場合には、申請時の自家増殖計画から実績に変更がある場合は、自家増殖変更届出書の提出が必要です。（様式は、HP掲載）なお、許諾を受け自家増殖を行う場合には、遵守事項を守ってください。

〇水稲【くまさんの力、わさもん、華錦、くまさんの輝き】

収穫した粃の一部を次作の粃種に使用する行為が「自家増殖」にあたります。

イメージ図



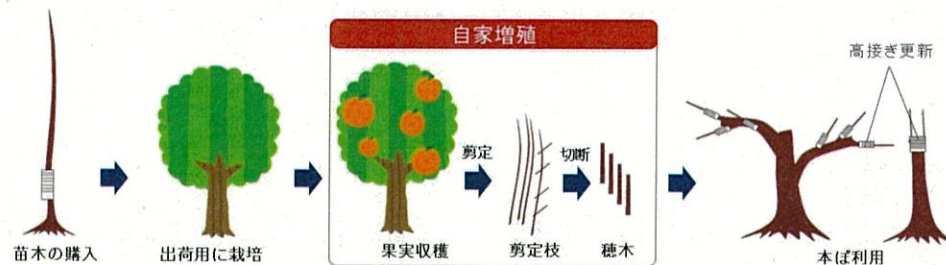
水稲の自家増殖は、県育成品種の品質のばらつきや収量の低下を防ぐため、認めません。

※ただし、自然農法等自家増殖が営農の継続に不可欠な場合は、熊本県に対して別途申請が必要となります。（様式は、HP掲載）
また、許諾を受け自家増殖を行う場合には、申請時の自家増殖計画から実績に変更がある場合は、自家増殖変更届出書の提出が必要です。（様式は、HP掲載）なお、許諾を受け自家増殖を行う場合には、遵守事項を守ってください。

- カンキツ【肥の豊、肥のさやか、肥のあかり、肥のあすか、肥のみらい、熊本 EC10、熊本 EC11、熊本 EC12】

収穫開始後の樹から穂木を採取し、高接ぎする行為が「自家増殖」にあたります。

イメージ図



カンキツでの自家増殖は新品種の導入初期等に行われる可能性があることから、自家増殖を認めます。

※ただし、自家増殖を行う場合は、事前に熊本県に対して別途届出が必要となります。(様式は、HP掲載)

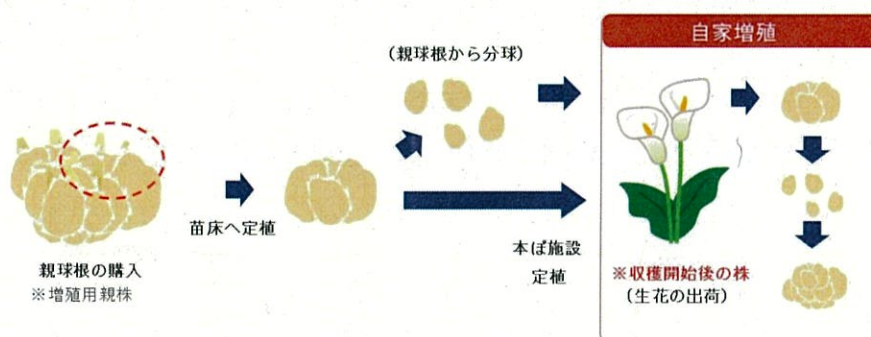
また、届出時の自家増殖計画から実績に変更がある場合は、自家増殖変更届出書を提出してください。(様式は、HP掲載)

なお、自家増殖を行う場合には、遵守事項を守ってください。

- カラー【熊本 FC01、熊本 FC02】

生花を収穫した株から球根を掘り上げ、株分けや分球し、次作に親球根として使用する行為が「自家増殖」にあたります。

イメージ図



カラーでは自家増殖が一般的に行われているため、自家増殖を認めます。

※ただし、自家増殖を行う場合は、事前に熊本県に対して別途届出が必要です。(様式は、HP掲載)

また、届出時の自家増殖計画から実績に変更がある場合は、自家増殖変更届出書を提出してください。(様式は、HP掲載)

なお、自家増殖を行う場合には、遵守事項を守ってください。

○ いぐさ (夕風、ひのはるか、涼風)、なす (ヒゴムラサキ、ヒゴムラサキ2号)、ニガウリ (KGBP1 号、熊本 VB04)、メロン (熊本 VM03) は **自家増殖を認めません。**

2 遵守事項（全品目自家増殖を行う場合は、遵守事項を守ってください。）

- 自家増殖により得た種苗は有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- 当該登録品種の種苗を県外に持ち出さないこと。
- 自家増殖を行う際は、登録品種の特性を損なう事のないよう、種苗を適切に選別し利用すること。
- 増殖した種苗のうち種苗として利用しなかった場合は、遅滞なく廃棄すること。
- 自家増殖について、県が調査する必要がある場合には、協力すること。